

ポイント事業のご紹介

健康づくりや社会活動に参加して、
スタンプを貯めましょう♪
貯めたスタンプはPayどん内のポイント
または現金に交換できます！

スタンプを貯めるには・・・
事前にアプリの登録か手帳の発行が必要です

～アプリを登録するときに必要なもの～

- ・スマートフォン
- ・マイナンバーカードまたは運転免許証
- ・銀行口座とキャッシュカード

※銀行口座は鹿児島銀行、南日本銀行、
鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫の
いずれかの金融機関が対象です。



～手帳を発行したいとき～

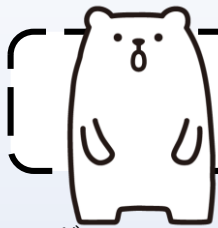
鹿屋市社会福祉協議会の窓口で、申請書を
記入してください。



※アプリの登録とポイント手帳の併用はできません※

**アプリ⇔ポイント手帳の移行は、
社会福祉協議会又は高齢福祉課で受付ます。**

問合せ先：鹿屋市社会福祉協議会 0994-44-2277
鹿屋市高齢福祉課 0994-31-1116



(かぎん しろどん)

～本事業について～



(しんきん
イメージキャラクター)

高齢者元気度アップ ・ポイント事業

介護人材確保 ポイント事業

対象者	市内に住所を有する 65歳以上の方	市内に住所を有する 全ての方
対象活動	①介護予防教室や 講演会への参加 ②介護分野以外の ボランティア活動 ※健診(検診)受診は、 共通券事業に移行	・介護保険施設等での ボランティア活動 ・在宅高齢者等を支援する ボランティア活動 (有償ボランティア等)
スタンプ 数と色	①1スタンプ(黒・青) ②3スタンプ(紫)	3スタンプ(赤)
スタンプ の上限	各50スタンプ 交換上限額は1年間でそれぞれ5,000円分です。	
スタンプ の交換	(アプリ) Payどん加盟店で利用できるポイントが アプリ内で自動的に付与されます。 (手帳) 社会福祉協議会に手帳や通帳写し等を提出し、 現金振込になります。	

注意点



(なんぎん
わっぜかくん)

- ・活動した際にアプリまたは手帳を忘れた場合は、引換券またはシールを配布しますので、後日付与いたします。
- ・未成年者の参加には保護者の同意が必要です。
- ・活動期間は4月から翌年3月までで、スタンプの繰り越しはできません。



(そうしん
リトルボブドッグ)